

三代集の中の菅原道真

一、問題の所在

漢詩人として知られる菅原道真は、『古今和歌集』、『後撰和歌集』、『拾遺和歌集』の三代集に和歌が取られる勅撰集歌人でもある。特に、道真の大宰府下向を配流によるものと詞書に明示し、その詠を載せる『拾遺集』は注目されてきた。

延喜年間に成立した『古今集』には、菅原道真の和歌が二首見いだせる。集成立時にはすでに道真は大宰権帥のまま大宰府で没しているが、集中の道真詠には、大宰府での所詠は見えない。

十世紀半ばの成立と思われる『後撰集』は、北野社創祀など道真の霊の発現が信仰と交わる時期（後述）と時を同じくする。道真の大宰府下向が示唆される歌は『後撰集』にはじめて見えるが、あくまでそれは示唆に留まり、当時の道真信仰との関連をうかがうことができる。

御手洗 靖 大

『後撰集』では明確に示されなかった道真の大宰府下向が、『拾遺集』の前段階にある『拾遺抄』に至って全面に取り上げられる。『拾遺抄』、『拾遺集』に至る道真詠の変容については、これまで天神信仰の側面から説明されてきた⁽¹⁾。しかし、漠然と天神信仰を指摘するのみで、三代集それぞれの時代における道真像の検討がなされていないきらいがある。

本稿では、『拾遺集』に至る三代集の道真像の展開を追うことで、その位置付けを行う。

二、『古今集』の「すがはら朝臣」をめぐる研究

『古今集』の道真詠について、先行研究では、『古今集』における道真詠の作者表記が異例であることに着目し、この背景が考察されてきた。奥村恒哉は、『古今集』成立時点（奥村は延喜一三年の成立とする）に、怨霊道真が猛威を振るっており、その配慮のために

異例の作者表記がなされたとする。⁽²⁾『古今集』の増補を認めない奥

村の一方で、田中喜美春は、奏覧の後、醍醐天皇によって増補された結果であるとする。⁽³⁾本節は、まずこれらの先行研究を検証し、当該道真詠は二首とも宇多天皇による増補であることを述べる。

道真は、『政事要略』所収の宣命によると、昌泰四年（延喜元年九〇一）、宇多天皇を欺き、醍醐天皇の「廢立」をはかったとされている。この疑いにより、道真は右大臣の職を停められ、大宰府に左遷された。その二年後の延喜三年（九〇三）に大宰府で死去する。その後、醍醐天皇の皇太子保明親王薨去の翌日である延喜二三年（九二二）に、左降詔書の破棄と右大臣の復官がなされた。

道真の左遷事件と大宰府での死は、『古今集』撰者にとって同時代的な出来事であり、入集の憚られる人物であることは容易に想定できる。にもかかわらず、『古今集』には、作者を道真とする歌が二首ある。

おなじ御時せられけるきくあはせに、すはまをつくりて菊
の花うゑたりけるにくはへたりけるうた、ふきあげのほま
のかたにきくうゑたりけるによめる

すがはらの朝臣

秋風の吹きあげにたてる白菊は花あらぬか浪のよするか

（秋下・二七二）

朱雀院のならにおはしましたりける時にたむけ山にてよみ
ける

すがはらの朝臣

このたびはぬさもとりあへずたむけ山紅葉の錦神のまにまに

（羈旅・四二〇）

では、「すがはら朝臣」はどのように異例なのか。『古今集』の作者名表記の原則は久曾神昇『古今和歌集成立論』でつぎのように示されている。

三、大臣は官名により姓名をいはいない。

四、四位以上は姓名の下に「朝臣」をそへる。

五、五位以下は姓名のみとする。⁽⁴⁾

原則通りならば、大宰府左降によつて大臣では無くなっているため「菅原道真朝臣」となる。しかし、そのような本文はみえない。

これについて、近代の注釈書では、金子『評釈』が次のように指摘する。

「すがはらの朝臣」の署名が、ほかの体と変わつてゐる。これ

は菅原道真の事で、この菊合の頃は、大納言であつた。されば大納言の書例として見ておかう。然しこの集奏上の頃は、既に勅

勸流罪に遭つてゐたから署名は出来ない筈である。或はもとよ

み人知らずとあつたのを古本の筆者が心覚に仮に「すがはらの朝臣」と書き付けたのが、そのまゝ世に流布したものと思ふ。⁽⁵⁾

金子は、道真が署名されない立場にあるため、作者名表記を後世の注記が本文化したものとする。

一方、久曾神は編者による判断とする。

菅原道真は、昌泰二年二月右大臣になったが、同四年正月太宰帥に貶せられ延喜二十三年四月右大臣を追贈せられた。一般の四位以上とは異なり、名を省いて「菅原朝臣」としてゐるのは、一度大臣になった後であるので、特に姓のみにしたのであらう。⁽⁶⁾ 大宰権帥ではあるが、右大臣経験者であることよつてなされた処置であるとする。

ここからさらに進んで、その入集の背景を道真信仰に関連させて考察をしたのが奥村恒哉である。

勅撰集との関係を考えてみよう。古今集に「菅原朝臣」と書かれていてのことについてである。後撰集の書式（引用者注 道真の右大臣復官後に成立した『後撰集』では「菅原右大臣」となっている。）が原則に忠実であることは前述した。古今集の場合、その勅撰の宣下が延喜五年であり、完成奏覧は延喜十三年頃と考えられる。これは、菅神がまさに「あらひとがみ」である時期である。「官位」、「諱」が書かれなかつたのは、前述してきたような事柄を背後にした所為で、「菅原朝臣」とするのは適切な配慮であつた、と思う。⁽⁷⁾

古今集成立時（延喜十三年とする）にはすでに天神信仰が存在し、死後神となつた道真への配慮により「菅原朝臣」と、例外的な記述となつた、と指摘する。

田中喜美春は増補を認める立場から次のように述べる。

久曾神が示した作者名表記法の原則は動かせそうになく、これ

が特異な例であることは確かである。そして、その特異性を追究すると、右大臣から大宰権帥に貶せられたという他の作者に見られない経歴に逢着することも事実である。この両者を結び論証は困難であるが、それ以前に、作者名記載法の原則を作つた撰者たちがこのような処置をしたと考へてきた従来の考え方を疑つてみなくてよいのであらうか。⁽⁸⁾

「すがはら朝臣」は、『古今集』の作者名表記の原則に則つた撰者による処置ではなく、第三者による増補（田中によれば醍醐天皇）を想定するのである。

伝来の中で生じた注記の本文文化とする金子、大臣経験者でありながら左降の事実により処理されたとする久曾神、『古今集』成立当時の道真像を反映させた結果とする奥村、醍醐天皇による奏覧後の増補とする田中。「すがはら朝臣」について、四つの説がある。以下、これらを検証していく。

まず、金子の説を検証する。次に示すのは、『古今集』諸本における「すかはらの朝臣」異同である。⁽⁹⁾

二七二番 すかはらの朝臣

―すかはらのおとと（建久二年俊成本、静嘉堂文庫

蔵伝為家筆本）

―すかはらの朝臣（寂恵所持俊成本）

―すかはらのあそん（永暦二年俊成本）

―すがはらの朝臣（昭和切）

四二〇番 すかはらの朝臣

―すかはらのおとと（建久二年俊成本、静嘉堂文庫

蔵伝為家筆本）

―すかはらの朝臣（寂恵所持俊成本）

―すかはらのあそん（永暦二年俊成本）

―すがはらのあそん（了佐切）

これによると、作者表記を持たない本はなかった。さらに、二首とも前に作者が表記される歌がある（二七一番は大江千里、四一九は紀有常）。もし当該歌が作者不明歌であるならば「よみひとしらす」などの処置がなされようが、そのような本文もない。金子の説は、少なくとも現存する『古今集』本文では、想定できない。

次に、撰者の配慮とする久曾神説と奥村説を検討する。とくに奥村説で問題となるのは、道真を「あらひと神」とする配慮を要するほど、『古今集』編纂事に道真の怨霊化が進んでいたかという点である。

延喜一〇年前後の道真怨霊譚としては、『扶桑略記』延喜九年の時平薨去の記事がまずあげられよう。「怨敵」として時平の加持祈禱を阻止し、死に至らしめたのは道真の霊であると記述する。さらに、『皇代記』（一四世紀の成立）延喜十六年条には、「十六丙子宮中有恠。菅靈之所致。」¹⁰と、宮中の怪異を道真の怨霊によるとする記事が見いだせる。しかし、これらの記事はいずれも天神信仰確立後に成立したテキストからのものであり、他の文献から裏付けがで

きない。

延喜一〇年前後に、道真の怨霊が発現していたと見るのは難しい。また、『古今集』が奏覧された当時に道真詠があったとするならば、当該歌の作者名表記を変えるのではなく、道真詠をとらない、もしくは「よみひとしらす」とする方が自然ではないだろうか。

さらに、道真を「あらひと神」とするのも無理がある。大歌所や東歌は神祇関連歌を集めるが、『古今集』に神詠は見いだせない。『古今集』成立時期に道真への天神信仰を見るのは無理があるだろう。

「すがはらの朝臣」という表記は、撰者の編纂方針とは異なる増補であるがゆえに出て来たとする田中論が最も妥当と思われる。次節で田中説の問題点を指摘しつつ、これを考える。

三、『古今集』の増補

田中説は、『古今集』両序にある延喜五年を奏覧の年とし、それ以降に詠まれた歌を増補とする。まずは『古今集』の増補の可能性について述べる。

『古今集』の仮名序と真名序からは、延喜五年（九〇五）の奏覧と読めるが、集中には延喜五年以降の和歌が含まれる。特に延喜三年（九一三）の亭子院歌合の歌が注目される。これを入集歌の下限とみて、延喜五年を奉勅の年とし、成立を延喜一三年頃とする説

もある。⁽¹¹⁾

ところが、近年、入集歌の下限の再検討が示唆された。入集歌のうち、これまで延喜七年（九〇七）の催事とされていた大井川行幸が、実は延長四年（九二六）のものであったことが新藤協三によって示された。⁽¹²⁾ 増補を認めないとすれば、両序の執筆から二〇年以上後の奏覧ということになる。

それほどの重要性を有していなかった撰集事業に、⁽¹³⁾ 卑官の撰者が宮中の一室を二〇年も占拠できるのか疑問である。また、貫之は延喜一八年（九一八）に美濃介として下向しているもようであり、撰集作業はこの時までに終了していたと見るのが妥当である。新藤論を経て、やはり増補を認めるのが良いだろう。道真詠の作者表記も、田中論のように、増補の立場から説明できる。

しかし、田中論には検討すべき点がある。田中論の主張は次のようにまとめることができる。

I、「菅原朝臣」は、『醍醐天皇御記』にのみ見られ、道真詠の増補は醍醐天皇の手による。

II、その理由は道真の「鎮魂、救済の大法」である。奥村論の天神信仰説と同様、慰霊としての入集とする。

まず、Iを再検討する。田中論は『律令』公式令に次の記述を見出す。

凡授位任官日喚辞、三位以上先名後姓。四位以下、先姓後名。

以外、三位以上直称姓。⁽¹⁴⁾（若右大臣以上、称官名）

「凡そ位授ひ官任せむ日」「以外」、すなわち、「天皇の面前での授位任官に際して」⁽¹⁶⁾ の場以外では、三位以上は「直に姓称せよ」とする。例えば、従二位の道真は菅原朝臣と言う、という記述である。ただし、右大臣以上であれば菅原右大臣となる。

これについて、田中は次のように述べる。

勅撰集の奏覧という形態を考えると、「以外」の規定に当てはまらないこともない。となると、古今集の「菅原朝臣」もこの規定で解せないことはない。ただし、右大臣であった道真をこの規定で解するには「若右大臣以上、称官名」に抵触する。令集解所収の穴記説によれば、これは、「右大臣菅原朝臣」のように呼ぶことを意味しているらしい。また、古今集の他の呼称もこれらの規定に合致しているわけではない。したがって、古今集の「菅原朝臣」は、公式令の規定に従って出てきたものではない。⁽¹⁷⁾

道真は左降されたのであるから、大臣の規定には当てはまらない。田中論では、「公式令」の表記は不適とするが、「菅原朝臣」の表記問題において、「公式令」は非常に参考になるのではないだろうか。

ここで規定されていたのは、天皇の面前での官人の呼び方である。天皇の政務の場において、大宰権帥の道真は「菅原朝臣」と呼ばれる。では、『古今集』に道真詠を増補するとき、「菅原朝臣」と書きうるのはいかなる人物か。この記述が撰者でないとするならば、勅撰集を手に出ることが出来、天皇御前での規定を理解している者

による増補、と限定できる。

田中論は、これを醍醐天皇によるものとする。それは、道真を前文で正式な呼称を記述することがなく、単独で「菅原朝臣」と記述しているのは、『醍醐天皇御記』にのみ見いだせるからだという。

『西宮記』所収、寛平十年四月二十三日の『醍醐天皇御記』逸文につきのようなことがある。

廿三日。有任官事。是日議畢。使菅原朝臣奉遣朱雀院大間書、則還來後、賜二省。⁽¹⁸⁾

しかし、「菅原朝臣」の使用例は、例えば、宇多天皇による『寛平御遺戒』⁽¹⁹⁾にも見いだせる。

右大将菅原朝臣、是鴻儒也。又深知政事。朕選為博士、多受諫正、仍不次登用。以答其功、加以朕前年立東宮之日、只与菅原朝臣一人論定此事（女知尚侍居之）。其時無相共議者一人

田中はこの条の用例を指摘しつつも、文章冒頭で正式な呼称である「右大将菅原朝臣」とあるため、これは「菅原朝臣」単独使用例とは言えないとする。

この例をもって『寛平御遺戒』を用例から除外するが、次の例は『醍醐天皇御記』の用例と同様の単独使用例であろう。『年中行事抄』五月晦日の伊勢斎王禊事、更に四月中午日の賀茂斎王禊事にも引用される『寛平御遺戒』である。

斎宮者、出在外国。用途雖繁、料物不足。随其申請、量宜進止。唯寮司能々可選任之。斎院者、種々雜物蔵例雖具、其於用度不

足十分之一、特加相勞。不可忘之。大略仰菅原朝臣・季長朝臣畢。可令彼兩人檢校之。（傍線は引用者による。）

道真を指しての「菅原朝臣」という表記は、醍醐天皇だけではなく、天皇が書きうる表記といえる。『醍醐天皇御記』の一例をもって、醍醐天皇による慰霊のための増補とするのは首肯しがたい。宇多による増補という可能性もある。

『古今集』奏覧となる延喜五年頃、宇多は仏道修行者としてあり、編纂事業から離れていたと指摘されてきた。⁽²⁰⁾延喜五年の奏覧時に『古今集』が完成していたとすれば、そのようにも考えられよう。

しかし、延喜五年以降の、仏道修行を経た宇多による様々な催事の和歌が入集している点は無視できない。完成を延喜一三年まで下す立場もあるが、この立場も取れない事は、本節冒頭で取り上げた、大井川行幸が延喜五年から二〇年以上も後の催事であるとする新藤論⁽²¹⁾からも明らかであろう。

稿者は完成後に増補がなされたとする立場をとるが、増補については、醍醐天皇よりも宇多天皇の関与を想定し、道真詠も増補による入集と考える。では、いかにして道真詠の増補がなされたのか。

四、『古今集』道真詠の検討

本節では、『古今集』の道真詠二首を取り上げる。ここでは、歌の詠まれた場に注目したい。

参考として、宇多の近臣へと歩みをすすめる寛平二年以降の道真の経歴を掲出する。

- ・仁和二年（八八六） 讃岐守↓寛平二年（八九〇） 帰京
- ・寛平三年（八九一） 藏人頭補任、式部少輔兼任、左中弁兼任
- ・寛平四年（八九二） 従四位下、左京大夫兼任
- ・寛平五年（八九三） 参議、左大弁、勘解由長官、東宮亮
- ・寛平六年（八九四） 遣唐大使
- ・寛平七年（八九五） 中納言、従三位、東宮権大夫兼任
- ・寛平八年（八九六） 民部卿兼任、道真女衍子入内
- ・寛平九年（八九七） 権大納言、右大将、正三位、中宮大夫兼任

任
 ・昌泰二年（八九九） 右大臣、右大将

・延喜元年（九〇一） 従二位、大宰権帥

・ 寛平四二〇番歌を考える。これは、昌泰元年（八九八）宇多上皇による大和の宮滝御幸に扈従した時の詠であり、同じく召された素性法師の歌と共に羈旅の巻軸を飾る。

朱雀院のならにおはしましたりける時に手向山にてよみけ
 る すがはらの朝臣

このたびはぬさもとりあへずたむけ山紅葉の錦神のまにまに
 (四二〇番)

素性法師

たむけにはつづりの袖もきるべきにもみぢにあける神やかへさ

む (四二一番)

宮滝行幸は、紀長谷雄が当初「競狩記」を記し、記録を残すことになっていたが、事故により、道真に交代している。『扶桑略記』には道真の「宮滝御幸記」が引用され、その内容がうかがえる。これによれば、素性法師は当初御幸のメンバーになかったが、大和の道真の山荘にいたって、宇多上皇に歌人として召されることになる。「勅曰、良禪師者、和歌之名士也。宜为首唱以慰旅懷。」²²とあるように、宇多は素性を実力ある歌人として認めていた。

紀長谷雄が御幸の途中までを記した「競狩記」の末尾には、「史臣長谷雄」とある。²³この御幸は「記」として残す企図があり、長谷雄は「記」の執筆者に抜擢されたのであろう。長谷雄の役割については後述するが、結果的にそれが道真の手になったということは、この行幸における道真の位置づけが非常に大きかったことを物語っている。

では、道真が大きな役割を担った宮滝行幸は、宇多にとってはどういうものだったのか。川尻秋生は次のように述べる。

行幸に同行した者たちの経歴に注意すると、彼らの多くが宇多天皇時代の藏人を経ていたことがわかる。彼らは宇多の近臣であった。また、将来、醍醐天皇の藏人となる人物も数多く加わっている。つまり、この行幸は、宇多自身が近臣との関係を深めるだけでなく、息子の近臣となるべき者との絆を深め、影響力を残そうとするためのものであった。この点は左近衛将監藤原

俊蔭と右近衛將監藤原忠房が、「内裏藏人（醍醐の藏人）」として参加していることから裏付けられる。⁽²⁴⁾

宮滝行幸は、醍醐朝を生きたる宇多の近臣にとって重要な催事であった。

道真は行幸を記録する者として、素性は宇多によって召された歌人として、『古今集』に並べて配列されているのであろう。この道真詠は宇多の近臣の中心人物であったことを示している。

次に、秋歌下二七二番歌を考える。これは、宇多朝時代に内裏で催された菊合である。歌群ごと掲出する。

おなじ御時せられけるきくあはせに、すはまをつくりて菊の花うゑたりけるにくはへたりけるうた、ふきあげのほまのかたにきくうゑたりけるによめる　すがはらの朝臣

秋風の吹きあげにたてる白菊は花かあらぬか浪のよするか

(二七二番)

仙宮に菊をわけて人のいたれるかたをよめる

素性法師

ぬれてほす山ぢの菊のつゆのまにいつかちとせを我はへにけむ

(二七三番)

菊の花のもとにて人の人まてるかたをよめる

ともものり

花見つつ人まつ時はしろたへの袖かとのみぞあやまたれける

(二七四番)

おほさはの池のかたにきくうゑたるをよめる

ひとつもと思ひしきくをおほさはの池のそこにもたれかうゑけむ

(二七五番)

この菊合を村瀬敏夫は次のように位置づける。

本菊合は寛平三年（891）頃、当時の宇多天皇の宮廷で催されたもので、現存する最古の菊合である。この菊合は菊花の美を競う純然たる物合であるが、菊に結びつけられた短冊の和歌が文学的対象となった。

菊花は左右各一〇本が合わされたので、和歌の数も二〇首となるが、和歌は余興として添えられたものであって、それ自体は合わされていない。しかしその中から四首が古今集に採られたことで、作者が判明した。すなわち菅原道真・紀友則・素性法師の三人で、いずれも宇多天皇縁故の人々だが、特に天皇と道真との関係は、この菊合の頃から深まる。⁽²⁵⁾

村瀬の述べる通り、当該菊合の開催は道真の帰京直後とみるべきだろう。讃岐赴任からの帰京後、寛平二年三月三日の曲水宴において、道真は「四時不廢歌王沢　長断詩臣作外臣」⁽²⁶⁾と認め、宇多の「詩臣」たらんことを宣言した。

道真は曲水宴の翌年、寛平三年に天皇の側近といえる藏人頭に補任されている。殿上菊合が寛平三年以降のものであれば、宇多の信任を得た近臣として道真は『古今集』に載っていることになる。

滝川幸司は、宇多が詠歌を命じたのは次の三つのうちのいずれか

という。すなわち、殿上人や蔵人といった近臣、重代の歌詠み、公的に詩宴の参加を認められている「文人」資格者のいずれかである。当該催事の出詠者三人についても、道真は宇多の近臣であり、遍照の子である素性は重代の歌詠みである。友則は内記に任じられる「文人」資格者であると同時に、惟喬親王が父の歌集を求めてもいる（『古今集』・哀傷・八五四）重代の歌詠みでもある。²⁷ 当該歌群は、宇多朝の和歌事績を伝えるものである。

『古今集』道真詠は二首ともに宇多の和歌事績に関するものであった。道真にとっても、宇多の近臣の始まりとなる菊合と、次代も引き続き天皇の側近たろうとする重要な御幸の歌なのである。いわば宇多の近臣としてのはじめと終わりの催事から歌がとられている。そこには後世の怨霊道真のような側面は見いだせない。

延喜五年以降の作と分かる増補歌のほとんどが宇多に関するものであることはすでに指摘されている。例えば高田祐彦は、増補の「ほとんどが宇多法皇に関わりがある機会や人物の歌なので、この増補改訂には宇多法皇の関与が濃厚であるが、詳細はよく分かっていない。」としつつ、「延喜五年の奏覧の後、再び宇多の和歌愛好が強まったと考えられる」とする。²⁸

宇多は延喜五年頃の仏道修行期を経て、和歌の催事を多く執り行ったが、その中で自らの歌を『古今集』へ補填することを思い至ったのではないか。当該道真詠も、その異例な作者表記から、宇多による増補と考える事はできないだろうか。

ここで、宮滝御幸における紀長谷雄の役割が参考となろう。紀長谷雄は、結果的に途中で脱落せざるをえなくなつたが、宇多の宮滝御幸を記録させるために参加したといえる。川尻は、「競狩記」末尾の「史臣長谷雄」とは実際の官職ではなく、中国の史官・史臣を言うものであるとして、「史書への掲載を念頭において」書かれた意識の現れと見る。このような宇多の取り組みを次のように指摘する。

宇多法皇は讓位後も自己の行動を国史に載せることを企図し、その編纂材料として、紀長谷雄などの文人に、諸行事の模様を詳細に記録させていた可能性がある。具体的には、国史の材料として、撰国史所に提出するために、長谷雄に「競狩記」の作成を命じたのではあるまいか。²⁹

近臣との遊宴の中で生まれた和歌は、漢文による国史にはほとんど残されない。宇多は、勅撰集という、新たに生まれた和歌による国家的記録に、それらを残そうとしたのではないだろうか。

延喜五年以前の『古今集』編纂作業においても、道真の和歌は、左降された人物として疎外されたはずである。「すがはらの朝臣」を作者とする歌が二首『古今集』にあるのは、奏覧後、そこに近臣との和歌事績を残すという宇多上皇の意向が、撰者の慮外で反映された結果と考える。もちろん、ここには怨霊の側面は無い。

五、『後撰集』の旅する道真

前節では、異例の作者表記をめぐって『古今集』の道真詠を検討し、先行研究の指摘するような怨霊としての側面はなく、宇多の近臣として位置づけられることを述べた。

続いて、『後撰集』も道真詠を載せる。

家よりとほき所にまかる時、前栽のさくらの花にゆひつけ
侍りける
菅原右大臣

さくら花ぬしをわすれぬ物ならばふきこむ風に事づてはせよ

(春中・五七)

法皇宮のたきといふ所御覧じける御ともにて

菅原右大臣

水ひきのしらいとはへておるはたは旅の衣にたちやかさねん

(羈旅・一三五六)

道まかりけるついでに、ひぐらしの山をまかり侍りて

ひぐらしの山ちをくらみさよふけてこの末ごとにもみちてらせ

(羈旅・一三五七)

『古今集』でも見られた宮滝御幸の和歌が二首置かれる。『古今集』と同様の撰集資料と考えられる。宮滝御幸を宇多の和歌催事としてまとめて配する『古今集』とは異なり、道真詠が独立して配されている。なお、羈旅の巻軸となる一三六七番には、同じく宮滝御幸の

素性詠が置かれる。

一方、五七番歌は詞書に詳しい詠歌状況を示さず、「家よりとほき所にまかる時」の歌として春に配する。工藤重矩が指摘するように、風が花の便りとなる例は、『古今集』にも、寛平御時后宮歌合での紀友則詠「花のかを風のたよりにたくへてぞ鶯ささふしるべにはやる(春上・一三)」があり、また、離れた所へも風が吹き込んで便りとなるという例は、同集東歌に「甲斐が嶺をねこし山こし吹く風を人にもがもや事づてやらむ(東歌・一〇九八)」がある⁽³⁰⁾。これらの例を踏まえると、道真詠が春の部に置かれることに表現的な問題はない。やはり、詞書の処理が問題となる。

詠歌状況については、季吟の『八代集抄』で「讃岐任国の頃にや左遷の御時となるへし」と、讃岐守赴任時の可能性と大宰府左降時の可能性が指摘されている⁽³¹⁾。現代でも両説は決着しない⁽³²⁾。『後撰集』の問題として考えると、例えば田淵句美子は勅撰集の敗者の詠を調査する中で、当該歌の詞書は、左降に対する撰者の意識の結果として詠歌事情を臆化したのではないかと指摘する⁽³³⁾。

左降に対する撰者の配慮を考えるにあたって、『後撰集』の配流にまつわる歌を見ておきたい。

善祐法師の伊豆の国にながされ侍りけるに

伊勢

別れてはいつあひみんと思ふらん限あるよのいのちともなし

(離別・一三一九)

平のたかとはがいやしき名とりて人のくにへまかりけるに、
わするなといへりければ、たかとはがめのいへる

わするなといふにながるる涙河うきなをすすぐせともならなん

(離別・一三三四)

ある人いやしき名とりて遠江国へまかるとて、はつせ河を

わたるとてよみ侍りける

よみ人しらす

はつせ河わたるせさへや濁るらん世にすみがたきわが身と思へ

ば

(羈旅・一三五〇)

善祐法師は寛平八年に藤原高子との密通により伊豆に流されたと『扶桑略記』にある。高子は皇太后を廢位されたが、天慶六年(九四三)に復位されている。³⁴『後撰集』ではすでに事件が公的に赦されているので、取り上げることができたのだろう。当事者の名と、配流を明記する。一三三四番の「平のたかとは」は未詳であるが、「いやしき名とりて人のくにへまかりける」となっている。二首いずれも流人を送る側の歌であって、離別に置かれる。一方、当事者の所詠である一三五〇番は、「いやしき名とりて」と配流を示唆しつつも、当事者の名を示さない。そして、羈旅に置かれる。流人に対する処理が見えよう。

また、『古今集』では、次のような配流詠がある。

おきの国に流されける時に舟にのりていでたつとて、京な
る人のもとにつかはしける 小野たかむらの朝臣

わたのはらやそしまかけてこぎいでぬと人につげよあまのつ

り舟

おきのくににながされて侍りける時によめる

たかむらの朝臣

(羈旅・四〇七)

とは

(雑下・九六一)

思ひきやひなのわかれにおとろへてあまのなはたきいさりせむ
隠岐に流された篁も、『古今集』成立時には赦されている。撰集成
立までに解決している事件であれば、取り上げることができるのだ
ろう。

道真も延喜二三年の右大臣復官の詔で左降の詔が撤回されている。
篁や高子の例のように、京からの退去を正面から取り上げることが
できよう。少なくとも、問題の道真詠が大宰府赴任に際しての詠で
あれば、右に見たような処理ができたはずである。また、讃岐赴任
の詠であれば、別離詠にあるように、「讃岐にまかりけるに」など
と示してもよいはずである。当該歌ではそのいずれもがなされず、
「家よりとほき所にまかる時」とする。

道真の左降事件が公的に解決している以上、撰者は道真の配慮を
要しないだろう。この詞書は、道真の配慮というよりもむしろ、『後
撰集』における一貫した道真像の表出なのではないか。入集する道
真詠は、三首いずれとも道真が旅をしている。この点に注目したい。

『後撰集』の成立する一〇世紀半ばは、北野天満宮の創祀など、
道真信仰の草創期にあたる。次節では、一〇世紀半ばの道真信仰の
史料にみえる道真像を追いながら、『後撰集』の道真像を考える。

六、彷徨う道真

『後撰集』成立時代までの道真信仰に関する出来事を次のようにまとめた。

①一〇世紀中頃まで

・延喜二十三年(九二二) 皇太子保明親王夭折。道真右大臣復官・皇太子保明親王薨。(年二十一)。(略) 举世云。菅帥靈魂宿忿所為也(『日本紀略』³⁵)

・延長八年(九三〇) 清涼殿落雷

※『九条右丞相遺戒』、『日本紀略』、『扶桑略記』は道真への言及をしない。

・天慶二年(九三九) 将門の乱を記す『将門記』に、八幡大菩薩による将門の新皇即位に際して、道真の霊がその位記の取次となることが記される。

時に一昌伎有りて云へらく、「八幡大菩薩の使ひなり」と憤(くちばし)り「朕が位を蔭子平将門に授け奉る。其の

位記は、左大臣正二位菅原朝臣の靈魂表すらく、『右八幡大菩薩、八万の軍を起こして、朕の位を授け奉らむ』³⁶」

②九四〇年から九五五年にかけて、北野天満宮創設。

・天慶五年(九四二)(九四六年、九四七年) 多治比奇子に、北野に祠を立てよと託宣。

・天曆元年(九四七) 近江比良宮禰宜神良種の子太郎丸に、北野に祠を立てよと託宣

・同年(九五五年とも) 北野天満宮鎮座

・同年 道真子孫で菅原淳茂息の平忠が大宰府安楽寺別当就任。

九五〇年代までの天神信仰史において、その端緒となるのが、延喜二三年(九三二)の道真の右大臣復官である。『日本紀略』では、道真の復官の背景には、皇太子保明親王の夭逝があるとす。その右大臣復官の詔と位記が『政事要略』³⁷に見える。詔には次のようにある。

追而賞之。往聖遺訓。過而宥之。先王格言。故太宰権師從二位

菅原朝臣、在朕童蒙、當其侍読。自從宸宮之日、至于宸位之朝。

久為近臣、非无勤苦。而身從謫官、命殞遐鎮。雖積多歲、何有

相忘。故贈本職、兼增一階。爰示旧意以慰幽靈。宜弃去昌泰四

年正月廿五日宣命、燒却之。

これによれば、天皇となる以前から道真は近臣として醍醐天皇によく仕えたものの、流謫の身となって「遐鎮」、すなわち、京から遠く離れた大宰府で没したことを悼んでいる。

また、位記も、「久仕之間、歲月多積。而遙没山川之外郊。不帰京城之旧里。故訪幽魂、深存懷古。宜贈先華之朝章。以照古苔之夜燧。」とあり、詔と同様である。辺境の地で没したことを悼むが故に、復官と贈位が行われたことが分かる。

谷口孝介によれば、非業の死を遂げた人物の怨恨を慰撫するため

の詔や位記には、時勢の推移によって罪が赦される形をとるが、道真の場合はそうではなく、異境の地に没して靈魂の帰する所がないことに遺憾を表明する点が異例であるという。そして、京に遺体の帰らないことが道真の霊に対する畏怖の根柢になっていると述べる⁽³⁸⁾。延喜二三年に描かれる道真の霊は、京に帰れない靈魂としてある。

また、天慶二年（九三九）の将門の乱では、八幡大菩薩の託宣に道真が登場したという。八幡大菩薩が将門を新皇に即位させるにあたり、その位記の仲立ちを道真の霊が行った⁽³⁹⁾。辺境の東国に現れる道真の霊は、京に帰れない靈魂と通ずる所があるのではないか。

九四〇年ごろには、北野天満宮創建の託宣が生じる。道真孫の在躬による、最古の道真伝史料集『北野天神御伝 并御託宣等』⁽⁴⁰⁾には、北野天満宮創設に関わる二つの託宣を載せる。「最鎮記文」中の近江比良宮禰宜神良種の子、太郎丸への託宣は「火雷天神託宣云、右近馬庭興宴地也。欲移坐我彼馬庭之辺者」と簡略な記述のみである。一方、天徳四年（九六〇）に述作された「北野天満自在天神宮創建山城国葛野郡上林郷縁起」中の多治比奇子への託宣は、道真が北野の地（馬場）を求める理由までが書かれている。北野天満宮の創祀にあたって、霊となった道真がここにおいてはじめて自らを語りはじめる。

天慶五年（九四二）、右京七条二坊一三町に住む多治比奇子へ託宣が下りた。道真の霊は次のように語る。

我昔在世之時。屢遊覽右近馬場多年。城辺閑曠之地、何如彼場

哉。因茲遇虛任之禍、被左降鎮西之後、遠雖思宿報、中心結恨之報、還作焦肝之燼。得涼无期。適潜向彼馬場之時、胸炎頗有薄。既得天神之号、有鎮国之思。須早進発彼処。聊結構我秃倉、令得潜寄便者。

生前の善行がありながらも、左降に対する怨みにより、心を悩まし続けている。しかし、その怒りの炎が、かねてより思い入れのある北野右近の馬場に赴くと和らいだ。既に天神の神号を得て、国家を守護する思いがある。早くこの北野の地に祠を立てて祀ってほしい、というもの。

ここでの道真は、京の拠点はまだ定まっておらず、北野の右近の馬場にそれを求めている。末尾の「潜かに寄る便を得しめよ」とは、彷徨う道真の拠点を京の北野に設けよということである。延喜二三年の右大臣復官でみた、京に帰らない道真の靈魂は、北野社の鎮座によって京に位置づけられる。北野社創建のストーリーを語る多治比奇子の託宣は、京を拠点無く彷徨う道真の霊を前提として成り立っている。

一〇世紀半ばの道真像は郷里に戻れず彷徨う霊であった。これが『後撰集』では旅をする道真として表れているのではないだろうか。

七、流される道真

『後撰集』の後、一〇世紀末の『拾遺抄』を基盤として、増補版

である『拾遺集』が一世紀初頭に成立した。『拾遺抄』・『拾遺集』の両集とも道真詠の詞書には配流の事情を示す。『拾遺集』の道真詠を示す。

贈太政大臣ながされ侍りてのち、いひおこせて侍りける

贈太政大臣

君がすむやどのこずゑのゆくゆくとかかるるまでにかへりみし
はや
(別・三五一番・抄)

ながされ侍りけるみちにてよみ侍りける 贈太政大臣

あまつほし道もやどりも有りながらそらにうきてもおもほゆる

かな
(雑上・四七九番)

うき木といふ心を

ながれ木も三とせ有りてはあひ見てん世のうき事ぞかへらざり
ける
(雑上・四八〇番)

ながされ侍りける時、家のむめの花を見侍りて

贈太政大臣

こちふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春をわするな

(雑春・一〇〇六番・抄)

ながされ侍りける時

贈太政大臣

あめの下のがるる人のなればやきてしぬれぎぬひるよしもな
き
(雑春・一二一六番)

『拾遺集』では、『拾遺抄』と同じ撰集資料を用いつつ、歌を増補

する。詞書に配流を示す点も変わらない。道真詠の変容を考察する

本稿では、『拾遺抄』における道真像を一〇世紀後半の道真信仰の展開と関連させて考察する。一〇世紀後半の宮中では、藤原忠平を始めとして、藤原氏の道真信仰が広がっていた。

一〇世紀後半は、道真の霊が宮中で頻出する。一一世紀までの道真にまつわる事件は次のものがある。

・天徳三年(九五九) 藤原師輔北野社神殿社屋を増造

・永観二年(九八四) 六月二十九日 安楽寺廟宮女禰宜藤原長子に

道真の託宣

・永延元年(九八七) 七月九日 皇太后詮子女房藤原典侍の託宣に

より撰政兼家北野参詣

・八月五日 官祭として北野祭の創始(『菅家御伝記』ほか)

・同年 朝廷による北野社宝殿の修築

・永祚元年(九八九) 三月一九日 皇太后詮子に道真の託宣。

(『小右記』同日条)

・六月七日 十一社に臨時の奉幣。北野社が含まれる。(『小右記』

同年五月廿八日条等)

・九月二十五日 撰政兼家賀茂・北野両社に参詣(『小右記』同

日条)

・正暦二年(九九二) 六月二四日 北野社が官幣社となる。

・同三年(九九二) 二月四日 安楽寺女禰宜藤原長子に道真の

託宣

・同四年(九九三) 六月二六日 道真に左大臣正一位(『小右記』

六月廿五日条ほか)

・同年閏十月二〇日 道真に太政大臣を贈る(『日本紀略』同日条ほか)

藤原氏の道真信仰については、師輔の北野社神殿社屋の増造が記録の端緒としてあげられる。当時の祭文が『北野天神御伝 并御託宣等』にある。

天神朝廷の間は、古名を揚げて、高崇班に昇り給ひて、四海の舟接として、綱紀を意に任せ給ひき。夜台の後、跡を垂らしめて、普く祈禱に叶ひて、一天下の尊卑を、護持し給ふに、事自在なり。之に因り、師師輔力を竭くし、誠を至して禱り奉ること極まり無く、夜の守日の守に幸へ給ひて、男女の子孫品に、男をば国家の棟梁として、万機の撰録を意に任せ、及び太子の祖と成し、女をば、国母、皇后、帝王の母たる。我姓藤原の氏と、千千子の世に名をば伝へ、万孫の家に跡を継ぎて、天神の此地に鎮まり御坐すに随て、二義比て衰へず、三光に伴ひて慶有る氏と、夜の守り日の守りに守り幸へ賜へと恐み恐みも申す⁽¹⁾。

自在の神となった道真に、子孫の繁栄を祈るものである。多治比奇子の託宣では「既に天神の号を得て、鎮国の思ひ有り。」と、国家を護持する神であったが、ここでは、「一天下の尊卑を護持」と、個人を護持する神と読み替えられている。師輔はこの時右大臣であり、翌年に薨ずる。最晩年に道真へ師輔流の繁栄を祈願したものと

思われる。その後、師輔の道真信仰は、永延元年(九八七)の兼家による北野社参詣に受け継がれている。

一〇世紀末の大きな事件としては、道真への左大臣追贈である。大宰府安楽寺の禰宜、藤原長子へ二度にわたって道真の託宣が下った。追贈のきっかけとなった二度目の託宣は次の如くである。

我入滅の後に、清涼殿に参して帝皇に対面して具に古事を奏するに、合掌して涙を流給ひて、彼時の事を宣せらる。然而ども臣下に知らしめず。皇威無きに依るなり。彼の隠者等申す、当国の風を誰か知ざるか。官職の生前に任せずは没後に之を贈る。延長元年の詔に云く、左遷の号を停めて、本大臣に為す。彼時の文書等皆悉に焼失すべし。若し遺し置かむ人は、違勅の罪に処すべき由等、其定明なり。已に本大臣たり。何ぞ贈位無からんや。我が西行の時に、故貞信公は右大弁にて、深く我が遠行を歎きて、更に兄の大臣の謀計に同じからざりき。通に消息状を通はして、専隔心無かりき。彼卿と我と遂に慇懃を結びき。彼家の子孫は撰政不断にて、多く朝家に満ちたり。故入道撰政の北野宮社に過ぎられたりし、甚だ所悦なり。我為に志有る輩を何ぞ守護せざらんや。我朝を保護し給ふ事は、是れ八幡大菩薩の助け給ふるなり。天下和平。神威繁多し。末世の事皆能く慎むべし。我れ毎日三度び帝釈天に参詣して愁訴の後。頗自在の身を得たり。我心に思ふ所を帝釈天暗に知り給ふ。我が昔名を損せし時に、心中に五言絶句を思ひき。離家三四月。落涙百

千行。万事皆如夢。時々仰彼蒼と。此句口外に未だ出さざるに、
帝釈天之を知り、忽ち以て感歎し、後集の中に載て有り。頗憐
むべき詩なり。⁽⁴²⁾

傍線部では、左遷は時平の謀略であると初めて明言し、さらに、藤原氏のうち、忠平だけは道真を同情する立場であったことにより、忠平の子孫を守護することを宣言している。また、「我每天三度……」以降で語られるように、その怒りが『菅家後集』の著名な五言絶句を用いながら、悲しみへと変容している。

師輔の祭文を経て、一〇世紀末には、道真信仰の磁場といえる安楽寺から出た道真の霊が、忠平流藤原氏の守護を宣言した。

続いて、正一位太政大臣の贈位贈官が矢継ぎ早に行われるが、そのきっかけは宮中の藤原氏から出た夢告であった。『小右記』に次のように記される。

六日、庚虎、詣内府、^{藤原道兼}対面之次被命云、一昨夜夢菅丞相有可贈太政大臣之夢、一昨物忌、仍今旦詣闕白申此由、早可奉贈太政大臣者、余思慮、時平左大臣贈太政大臣、今欲同彼人歟、以此意談内府、深有被感之氣、即參皇后宮御読経、^{菅原輔正}式部大輔參入、輔正語此夢告云、太可恐怖、又語余所思得之事、感慨無極、詫宣之趣懇欲昇大相国、今憶其云、如余案也、弥知神異者⁽⁴³⁾

藤原道兼が道真に太政大臣を贈る夢を見た。薨去と共に太政大臣が贈られた時平を意識して、太政大臣の位を道真は欲しているのではないか、と実資が推測し、太政大臣を追贈することになった、とい

うもの。道真信仰を司る寺社ではなく、宮中の藤原氏から、道真を顕彰しようという動きが生じている。道真と藤原氏との関わりは、一条朝に特に接近することが、並木和子によって指摘されている。⁽⁴⁴⁾
道真の贈官を藤原氏の道兼が夢に見、同じく藤原氏の実資がその実現をさせたと記録に残している。

そして、道真が時平を意識していると解釈された点も注目される。安楽寺の託宣で、左遷は時平の謀略と明言していたとおり、道真を左降の憂き目に合わせたのは、当時の藤原氏長者、時平であるという当時の藤原氏の認識がうかがえるのである。

以上、一〇世紀後半になって、一〇〇年前の藤原氏長者であった時平によって道真が左遷されたという意識の結果、道真に対する正一位太政大臣の贈位贈官に至った事がわかる。時平の讒謗によって道真が京を追われるという認識は、記録類においてはここで初めて見える。

『拾遺抄』に見える流人としての道真像は以上の時代的背景を基盤として生まれたのではないだろうか。島津忠夫は、『拾遺抄』『拾遺集』の道真像をさして次のように指摘する。

『拾遺抄』においても（略）二首がすでに入集している。この頃には、道真の左遷以後の歌が逸話を伴ってまとまって伝えられていたことが想定される。（略）『拾遺和歌集』の歌は、五首の内の三首までが『大鏡』に引かれた歌と共通しており、『源氏物語』の須磨の巻の典拠となる詩や歌もまた『大鏡』に引か

れたものであることは、その頃に新たに京都にもたらされたものであることを示しているといえよう。⁽⁴⁵⁾

鳥津の想定する、歌を伴った道真流離説話は、一〇世紀後半の藤原氏による道真像と通じる所があるのではないだろうか。

さらに、京を追われる悲劇の道真像が、『拾遺抄』と同時代作品である『源氏物語』のある場面でもモチーフとなっている。

真木柱の巻の、鬚黒の北の方が、鬚黒と別居する場面である。鬚黒の屋敷を、実家へ向かう車の中で見つめ、語り手は次のように語る。

車ひき出でてかへり見るも、またはいかでは見むとはかなき心地す。木ずゑをも目とめて、隠るゝまでぞかへり見給ひける。君が住むゆへにはあらで、こゝら年経る御住みかのいかでか忍びどころなくはあらむ。⁽⁴⁶⁾

傍線部で示したように、『拾遺集』の道真詠（別・三五一番 きみがすむ…）が引歌となっている。鳥津の述べるように、『源氏物語』や『拾遺抄』の時代に、これまで述べてきた道真像を背景とするような、道真配流譚が語られていたことを示しているものと思われる。

八、まとめ

以上、三代集に至る一〇世紀末までの道真像と、それぞれの撰集の道真像を考察してきた。

道真の左遷とそれによる怨霊化が入集の背景に語られがちであるが、『古今集』ではそれは見え、入集歌は二首いずれも宇多との強い結びつきがあることを示した。『後撰集』も災厄をもたらす怨霊ではなく、京に帰らず彷徨う霊のイメージが、『後撰集』の旅する道真に反映されたものと見た。一〇世紀末の『拾遺抄』に至って、当時の藤原氏による道真の意識から、左降が取り沙汰されるようになったと思われる。

本稿では、それぞれの時代ごとの道真像が三代集に反映されており、三代集中の道真を、敗者や怨霊という一貫したイメージで捉えきれないことを示した。

※本稿における和歌の引用は原則『新編国歌大観』による。なお、古記録の引用のうち、漢文については訓点を省略した。引用文の傍線は稿者による。

注

- (1) 「なほ、『拾遺集』が『配流』を前面に押し立てることができたのは、死後の復官により、配流の禁忌性が薄れ、そのことを正面切つて言及できるユトリが撰者側に出来て来たゆゑ、と考えて大過あるまい。」（武井和人「菅原道真仮託家集・百首研究序説」『中世和歌の文献学的研究』笠間書院一九八九年七月 四六八頁）など。

- (2) 奥村恒哉「作者名記載例の背後―「二条ささき」と「すがはらの朝臣」―」『古今集の研究』臨川書店一九八〇年

- (3) 田中喜美春「醍醐天皇の改編―『古今集改編論』風間書房二〇一〇年

- (4) 久曾神昇「古今和歌集成立論 研究編」風間書房一九六一年 三九一頁

- (5) 金子元臣「古今集評釈（昭和新版）明治書院一九三二年 三四三頁

- (6) 久曾神昇『古今和歌集成成立論 研究編』風間書房一九六二年 三九三頁
- (7) 前掲奥村論 一五二頁
- (8) 前掲田中論 一八八頁
- (9) 西下経一ほか『古今集校本』(笠間書院一九七七年)、久曾神昇『古今和歌集成成立論 資料編』(風間書房一九六〇年)、小松茂美編『伝藤原公任筆古今和歌集』(旺文社一九九五年)による。なお、建久二年俊成本は『日本古典文学会影印叢刊』(日本古典文学会一九七八年)、寂恵所持本は書陵部所蔵資料目録・画像公開システム(函架番号・五〇〇・2)により、永曆二年俊成本は国立歴史民俗博物館蔵史料編集会編『貴重典籍叢書 文学篇第1巻』(臨川書店一九九九年)による。
- (10) 『群書類従』による。
- (11) 両序と集成立の研究史については、工藤重矩「古今集の成立―和歌勅撰への道―」(増田繁夫ほか『古今和歌集研究集成 第一巻』風間書房二〇〇四年)参照。
- (12) 新藤協三「大井川行幸和歌年時考―延喜七年説を覆す―」『国語国文』二〇二〇年九月号
- (13) 増田繁夫「勅撰和歌集とはなにか」(『和歌文学論集』編集委員会『古今集とその前後』風間書房一九九四年)、滝川幸司「宇多・醍醐朝の歌壇と和歌の動向」(『天皇と文壇 平安前期の公的文学』和泉書院二〇〇七年)参照。
- (14) 村瀬敏夫(宮廷歌人 紀貫之)新典社一九八七年 一三四頁)によれば、西本願寺本「躬恒集」の、「みの、すけのくたるにおくる」の詞書を持つ「ひとひたにみねはこひしき、みかいなはとしのよとせをいかてすくさむ(一四六『新編私家集大成』による)の歌は貫之に宛てたものとし、貫之が美濃に赴任していたとする。
- (15) 公式令・授位任官条。なお、引用は『日本思想大系 律令』による。
- (16) 『日本思想大系 律令』頭注 四〇〇頁
- (17) 前掲田中論文 一八九頁

- (18) 所功『三代御記逸文集成』(国書刊行会一九八二年)による。
- (19) 引用は『日本思想大系 古代政治社会思想』による。
- (20) 目崎徳衛『紀貫之』吉川弘文館一九八五年、奥村「古今集の成立―寛平と延喜―」同著
- (21) 注(12)に同じ。
- (22) 『新訂増補国史大系 扶桑略記』による。
- (23) 『日本古典文学大系 菅家文章 菅家後集』による。
- (24) 川尻秋生「古今和歌集」の時代を考える『全集日本の歴史第四巻 揺れ動く貴族社会』小学館二〇〇八年 二七頁
- (25) 寛平御時菊合『新編国歌大観』解題
- (26) 三月三日侍雅院賜侍臣曲水飲応製『菅家文章』三三四番 『日本古典文学大系』による。
- (27) 滝川幸司「宇多・醍醐朝の歌壇と和歌の動向」前掲著書
- (28) 高田祐彦「解説」『新版 古今和歌集』角川ソフィア文庫二〇〇九年 五三二頁
- (29) 川尻秋生「紀家集」と国史編纂―「競狩記」を中心として『史観』一五〇号二〇〇四年三月
- (30) 工藤重矩「後撰和歌集注釈(三)―巻二春中(四七七―八〇)―」『福岡教育大学紀要』第三四号一九八五年二月、工藤「後撰和歌集」和泉書院一九九二年
- (31) 『北村季吟古注釈集成 八代集抄 後撰集上』新典社一九七六年による。
- (32) 実川恵子「後撰和歌集注釈―巻二春中(2)―」『研究紀要第39集』文京女子大学短期大学部一九九五年二月)は、讃岐下向時の歌であるとし、工藤(後撰和歌集注釈(三)―巻二春中(四七七―八〇)―)同前)は、大宰府下向時の歌であって、「こちふかば…」は仮託とする。竹鼻績(『拾遺抄注釈』笠間書院二〇一四年)も工藤と同様の立場をとる。また、当該歌は(『拾遺集』歌と共に)仮託であるとする説もある(熊谷直春「後撰集の『さくら花』の歌は菅原道真の作か」『古今集前後』武蔵野書房二〇

〇八年。

(33) 田淵句美子「敗者たちの風景」『中世文学』四九卷二〇〇四年

(34) 菅三品「二条前后復本位詔」天慶六年五月二七日『本朝文粹』所収

(35) 『新訂増補国史大系 日本紀略』による。

(36) 『新編全集』によるが、一部表記を改めた。

(37) 『新訂増補国史大系 政事要略』による。

(38) 谷口孝介「菅原道真の復権と北野天満宮」『菅原道真の詩と学問』塙書房二〇〇六年

(39) この場面に道真の霊が出現する背景として、道真の子である兼茂が常陸の介として下向していたという事実が指摘されている。(川尻秋生「平将門の新皇即位と菅原道真・八幡大菩薩」『古代東国史の基礎的研究』塙書房二〇〇三年)

(40) 『神道大系 北野』による。

(41) 『神道大系 北野』によるが、表記を改めた。

(42) 「天満宮託宣記」(『群書類従』による)所収。表記を改めた。

(43) 『大日本古記録』による。

(44) 並木和子「撰関家と天神信仰」『中央史学』第5号一九八二年三月

(45) 「菅原道真の和歌」『島津忠夫著作集 第十卷』和泉書院二〇〇六年一一七頁(初出一九八九年)

(46) 『新編全集』による。

【付記】 本稿は、二〇一八年度第二回平安朝文学研究会(二〇一九年三月二日)

及び、二〇二〇年度第二回平安朝文学研究会(二〇二二年三月六日)における口頭発表に基づいて成稿したものである。